

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1岸壁の項中「1トンにつき（総トン数の1トン）を「（1トン）に、「切り捨てる。」を「切り捨てる。以下この表において同じ。）1トンにつき」に、「10円85銭」を「11円5銭」に、「3円61銭」を「3円68銭」に、「7円23銭」を「7円37銭」に改め、同表係船浮標ドルフィンの項中「4,360円」を「4,440円」に、「8,720円」を「8,880円」に、「13,070円」を「13,320円」に、「19,640円」を「20,000円」に、「32,720円」を「33,330円」に、「39,250円」を「39,980円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「5,820円」を「5,920円」に、「13,100円」を「13,340円」に、「21,810円」を「22,220円」に、「26,170円」を「26,660円」に改め、同表コンテナ搬送用台車置場の項中「387円」を「394円」に改め、同表荷役機械の項中「43,740円」を「44,550円」に改め、同表荷さばき地の項中「12円75銭」を「12円98銭」に、「11円53銭」を「11円74銭」に、「8円38銭」を「8円53銭」に、「7円51銭」を「7円64銭」に、「6円28銭」を「6円39銭」に、「387円」を「394円」に、「325円」を「331円」に、「198円」を「201円」に、「177円」を「180円」に、「146円」を「148円」に改め、同表上屋の項中「36円86銭」を「37円54銭」に、「27円57銭」を「28円8銭」に、「34円60銭」を「35円24銭」に、「25円27銭」を「25円73銭」に、「24円10銭」を「24円54銭」に、「22円1銭」を「22円41銭」に、「19円91銭」を「20円27銭」に、「1,121円」を「1,141円」に、「838円」を「853円」に、「1,048円」を「1,067円」に、「765円」を「779円」に、「691円」を「703円」に、「628円」を「639円」に、「555円」を「565円」に改め、同表船客上屋の項中「55円56銭」を「56円58銭」に、「46円13銭」を「46円98銭」に、「111円」を「113円」に、「86円」を「87円」に、「1,666円」を「1,696円」に、「1,393円」を「1,418円」に改め、同表青果物上屋の項中「51円2銭」を「51円96銭」に、「35円86銭」を「36円52銭」に、「1,102円」を

「1,122円」に、「1,070円」を「1,089円」に改め、同表コンテナ用電源設備の項中「2,409円」を「2,453円」に、「1,996円」を「2,032円」に、「3,977円」を「4,050円」に、「3,149円」を「3,207円」に改め、同表荷さばき施設附設事務所の項中「38円78銭」を「39円49銭」に、「25円74銭」を「26円21銭」に、「24円10銭」を「24円54銭」に、「1,153円」を「1,174円」に、「765円」を「779円」に、「712円」を「725円」に改め、同表旅客乗降用渡橋の項中「50,328円」を「51,260円」に改め、同表木材整理場の項中「14円18銭」を「14円44銭」に改め、同表貯炭場の項中「87円2銭」を「88円63銭」に改め、同表船舶給水施設の項中「13,820円」を「14,080円」に、「691円」を「704円」に、「0.45立方メートル」を「0.44立方メートル」に、「19,440円」を「19,800円」に、「972円」を「990円」に、「486円」を「495円」に改め、同表有料浮棧橋の項中「(1トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この項において同じ。)」を削り、「3円61銭」を「3円68銭」に、「7円23銭」を「7円37銭」に、「10円85銭」を「11円5銭」に改め、同表有料廃棄物埋立護岸の項中「2,376円」を「2,420円」に改める。

別表第3岸壁の項第1号中「1トンにつき(総トン数の1トン)を「(1トン)に、「切り捨てる。)」を「切り捨てる。以下この表において同じ。)1トンにつき」に、「10円85銭」を「11円5銭」に、「3円61銭」を「3円68銭」に、「7円23銭」を「7円37銭」に改め、同項第2号中「(総トン数の1トン未満の端数については、これを切り捨てる。)」を削り、同表荷さばき地の項中「4,356円」を「4,436円」に、「48,404円」を「49,300円」に、「72,277円」を「73,615円」に、「96,829円」を「98,622円」に、「2,903円」を「2,956円」に、「32,266円」を「32,863円」に、「48,178円」を「49,070円」に、「64,553円」を「65,748円」に、「28,038円」を「28,557円」に、「41,790円」を「42,563円」に、「55,717円」を「56,748円」に、「18,689円」を「19,035円」に、「27,864円」を「28,380円」に、「37,141円」を「37,828円」に、「7,753円」を「7,896円」に、「11,489円」を「11,701円」に、「15,490円」を「15,776円」に、「5,168円」を「5,263円」に、「7,662円」を「7,803

円」に、「10,326円」を「10,517円」に、「1,451円」を「1,477円」に、「9,347円」を「9,520円」に、「13,926円」を「14,183円」に、「18,565円」を「18,908円」に、「17円82銭」を「18円15銭」に、「27円25銭」を「27円75銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

港湾施設の使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例 (抄)

別表第 1 (第17条関係)

岸壁	<p>係留船舶総トン数 <u>1 トンにつき</u> (<u>総トン数の 1 トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この表において同じ。</u>) 1 トンにつき</p> <p>係留12時間まで <u>10円85銭</u> 11円 5 銭</p> <p>ただし、旅客船に限り次の料率による。</p> <p>係留時間が 1 時間以内のとき <u>3 円61銭</u> 3 円68銭</p> <p>係留時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき <u>7 円23銭</u> 7 円37銭</p> <p>係留時間が 2 時間を超え12時間以内のとき <u>10円85銭</u> 11円 5 銭</p> <p>係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数 1 トンにつき <u>7 円23銭</u>を加算する。 7 円37銭</p>
係船浮標 ドルフィン	<p>係留12時間まで</p> <p>総トン数1,000トン未満の船舶 <u>4,360円</u> 4,440円</p> <p>総トン数3,000トン未満の船舶 <u>8,720円</u> 8,880円</p> <p>総トン数5,000トン未満の船舶 <u>13,070円</u> 13,320円</p> <p>総トン数10,000トン未満の船舶 <u>19,640円</u> 20,000円</p> <p>総トン数15,000トン未満の船舶 <u>32,720円</u> 33,330円</p> <p>総トン数15,000トン以上の船舶 <u>39,250円</u> 39,980円</p> <p>係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。</p> <p>総トン数1,000トン未満の船舶 <u>2,900円</u> 2,950円</p>

	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>5,820円</u> 5,920円
	総トン数5,000トン未満の船舶	<u>8,720円</u> 8,880円
	総トン数10,000トン未満の船舶	<u>13,100円</u> 13,340円
	総トン数15,000トン未満の船舶	<u>21,810円</u> 22,220円
	総トン数15,000トン以上の船舶	<u>26,170円</u> 26,660円
コンテナ搬送用台車置場	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月	<u>387円</u> 394円
荷役機械	起重機 1台30分につき 揚力30.5トン（電動機、重量物用橋型）	<u>43,740円</u> 44,550円
荷さばき地	1 一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 特級 1級 2級 3級 4級 2 専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 特級 1級	<u>12円75銭</u> <u>12円98銭</u> <u>11円53銭</u> <u>11円74銭</u> <u>8円38銭</u> <u>8円53銭</u> <u>7円51銭</u> <u>7円64銭</u> <u>6円28銭</u> <u>6円39銭</u> <u>387円</u> <u>394円</u> <u>325円</u> <u>331円</u>

	2 級	<u>198円</u> 201円
	3 級	<u>177円</u> 180円
	4 級	<u>146円</u> 148円
上屋	1 一般使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1 日	
	高床式	
	特級	<u>36円86銭</u> 37円54銭
	1 級	<u>27円57銭</u> 28円 8 銭
	低床式	
	特級	<u>34円60銭</u> 35円24銭
	1 級	<u>25円27銭</u> 25円73銭
	2 級	<u>24円10銭</u> 24円54銭
	3 級	<u>22円 1 銭</u> 22円41銭
	4 級	<u>19円91銭</u> 20円27銭
	2 専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1 月	
	高床式	
特級	<u>1, 121円</u> 1, 141円	
1 級	<u>838円</u> 853円	
低床式		
特級	<u>1, 048円</u> 1, 067円	

	1 級	<u>765円</u> 779円
	2 級	<u>691円</u> 703円
	3 級	<u>628円</u> 639円
	4 級	<u>555円</u> 565円
船客上屋	1 一般使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1 日	
	(1) 事務所又は待合所として使用する場合	
	1 級	<u>55円56銭</u> 56円58銭
	2 級	<u>46円13銭</u> 46円98銭
	(2) 集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合	
	1 級	<u>111円</u> 113円
	2 級	<u>86円</u> 87円
	2 専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1 月	
1 級	<u>1,666円</u> 1,696円	
2 級	<u>1,393円</u> 1,418円	
青果物上屋	1 一般使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1 日	
	1 級	<u>51円2銭</u> 51円96銭
	2 級	<u>35円86銭</u> 36円52銭
	2 専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1 月	

	1 級	<u>1,102円</u> 1,122円
	2 級	<u>1,070円</u> 1,089円
コンテナ用 電源設備	1 長さが6.1メートル以下のコンテナのために使用する場合 1 個24時間までごとに ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、1 個24時間までごとに <u>1,996円</u> とする。 <u>2,032円</u>	<u>2,409円</u> 2,453円
	2 長さが6.1メートルを超えるコンテナのために使用する場合 1 個24時間までごとに ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、1 個24時間までごとに <u>3,149円</u> とする。 <u>3,207円</u>	<u>3,977円</u> 4,050円
荷さばき施設 附設事務所	1 一般使用料 1 平方メートルまでごとに 1 日 特級 1 級 2 級	<u>38円78銭</u> <u>39円49銭</u> <u>25円74銭</u> <u>26円21銭</u> <u>24円10銭</u> <u>24円54銭</u>
	2 専用使用料 1 平方メートルまでごとに 1 月 特級 1 級 2 級	<u>1,153円</u> <u>1,174円</u> <u>765円</u> <u>779円</u> <u>712円</u> <u>725円</u>
旅客乗降用 渡橋	1 台24時間までごとに	<u>50,328円</u> 51,260円

木材整理場	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月	<u>14円18銭</u> <u>14円44銭</u>
貯炭場	専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月	<u>87円2銭</u> <u>88円63銭</u>
船舶給水施設	1 直接給水 基本額 20立方メートルまで 超過額 1立方メートルまでごとに ただし、自動給水施設については、 <u>0.45立方メートルまでごとに200円と0.44立方メートル</u> する。 2 運搬給水 基本額 20立方メートルまで 超過額 1立方メートルまでごとに ただし、大阪港外においては1立方メートルにつき運搬距離2キロメートルまでごとに <u>486円</u> を加算する。 3 省略	<u>13,820円</u> <u>14,080円</u> <u>691円</u> <u>704円</u> <u>19,440円</u> <u>19,800円</u> <u>972円</u> <u>990円</u>
省略	省略	略
有料浮棧橋	係留時間が1時間以内の場合 <u>係留船舶総トン数（1トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）</u> 1トンにつき 係留時間が1時間を超え2時間以内の場合 係留船舶総トン数1トンにつき 係留時間が2時間を超える場合 係留時間が12時間以内のとき	<u>3円61銭</u> <u>3円68銭</u> <u>7円23銭</u> <u>7円37銭</u>

	係留船舶総トン数 1 トンにつき	<u>10円85銭</u> <u>11円 5 銭</u>
	係留時間が12時間を超えたときは、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数 1 トンにつき <u>7円23銭</u> を加算する。 <u>7円37銭</u>	
有料廃棄物 埋立護岸	専用使用料	廃棄物 1 トンまでごとに <u>2,376円</u> <u>2,420円</u>

備考 省 略

別表第 3 (第17条関係)

岸壁	1 外航船舶以外の船舶	
	係留船舶総トン数 <u>1 トンにつき</u> (総トン数の 1 トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この表において同じ。) 1 トンにつき	
	係留12時間まで	<u>10円85銭</u> <u>11円 5 銭</u>
	ただし、旅客船に限り次の料率による。	
	係留時間が 1 時間以内のとき	<u>3 円61銭</u> <u>3 円68銭</u>
	係留時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき	<u>7 円23銭</u> <u>7 円37銭</u>
	係留時間が 2 時間を超え12時間以内のとき	<u>10円85銭</u> <u>11円 5 銭</u>
	係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数 1 トンにつき <u>7円23銭</u> を加算する。 <u>7円37銭</u>	
	2 外航船舶	
	係留船舶総トン数 1 トンにつき <u>(総トン数の 1 トン未満の端数については、これを切り捨てる。)</u>	
	省	略
荷さばき地	1 基本料	
	(1) 1 級	
	岸壁又は物揚場への係留12時間まで	

総トン数550トン未満の船舶	<u>4,356円</u> <u>4,436円</u>
総トン数3,000トン未満の船舶	<u>48,404円</u> <u>49,300円</u>
総トン数8,000トン未満の船舶	<u>72,277円</u> <u>73,615円</u>
総トン数8,000トン以上の船舶	<u>96,829円</u> <u>98,622円</u>

岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。

総トン数550トン未満の船舶	<u>2,903円</u> <u>2,956円</u>
総トン数3,000トン未満の船舶	<u>32,266円</u> <u>32,863円</u>
総トン数8,000トン未満の船舶	<u>48,178円</u> <u>49,070円</u>
総トン数8,000トン以上の船舶	<u>64,553円</u> <u>65,748円</u>

(2) 2級

岸壁又は物揚場への係留12時間まで

総トン数550トン未満の船舶	<u>4,356円</u> <u>4,436円</u>
総トン数3,000トン未満の船舶	<u>28,038円</u> <u>28,557円</u>
総トン数8,000トン未満の船舶	<u>41,790円</u> <u>42,563円</u>
総トン数8,000トン以上の船舶	<u>55,717円</u> <u>56,748円</u>

岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。

総トン数550トン未満の船舶	<u>2,903円</u> <u>2,956円</u>
総トン数3,000トン未満の船舶	<u>18,689円</u> <u>19,035円</u>
総トン数8,000トン未満の船舶	<u>27,864円</u> <u>28,380円</u>

	総トン数8,000トン以上の船舶	<u>37,141円</u> 37,828円
(3)	3級	
	岸壁又は物揚場への係留12時間まで	
	総トン数550トン未満の船舶	<u>4,356円</u> 4,436円
	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>7,753円</u> 7,896円
	総トン数8,000トン未満の船舶	<u>11,489円</u> 11,701円
	総トン数8,000トン以上の船舶	<u>15,490円</u> 15,776円
	岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。	
	総トン数550トン未満の船舶	<u>2,903円</u> 2,956円
	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>5,168円</u> 5,263円
	総トン数8,000トン未満の船舶	<u>7,662円</u> 7,803円
	総トン数8,000トン以上の船舶	<u>10,326円</u> 10,517円
(4)	4級	
	岸壁への係留1時間まで	
	総トン数550トン未満の船舶	<u>1,451円</u> 1,477円
	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>9,347円</u> 9,520円
	総トン数8,000トン未満の船舶	<u>13,926円</u> 14,183円
	総トン数8,000トン以上の船舶	<u>18,565円</u> 18,908円
	岸壁への係留時間が1時間を超え2時間以内のとき	
	総トン数550トン未満の船舶	<u>2,903円</u> 2,956円

総トン数3,000トン未満の船舶	<u>18,689円</u> <u>19,035円</u>
------------------	----------------------------------

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>27,864円</u> <u>28,380円</u>
------------------	----------------------------------

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>37,141円</u> <u>37,828円</u>
------------------	----------------------------------

岸壁への係留時間が2時間を超え12時間以内のとき

総トン数550トン未満の船舶	<u>4,356円</u> <u>4,436円</u>
----------------	--------------------------------

総トン数3,000トン未満の船舶	<u>28,038円</u> <u>28,557円</u>
------------------	----------------------------------

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>41,790円</u> <u>42,563円</u>
------------------	----------------------------------

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>55,717円</u> <u>56,748円</u>
------------------	----------------------------------

岸壁への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。

総トン数550トン未満の船舶	<u>2,903円</u> <u>2,956円</u>
----------------	--------------------------------

総トン数3,000トン未満の船舶	<u>18,689円</u> <u>19,035円</u>
------------------	----------------------------------

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>27,864円</u> <u>28,380円</u>
------------------	----------------------------------

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>37,141円</u> <u>37,828円</u>
------------------	----------------------------------

2 滞貨料

船舶の係留前又は離係後に24時間を超えて貨物が滞留する場合

1平方メートルまでごとに

24時間を超えて滞留する時間24時間までごとに1日とし

15日まで 1日につき	<u>17円82銭</u> <u>18円15銭</u>
-------------	--------------------------------

16日以後 1日につき	<u>27円25銭</u> <u>27円75銭</u>
-------------	--------------------------------

備考 省略